⑸１　リ・ジェイル （別名：リ・チェイル） RI JAE IL （a.k.a. RI, Chae-Il） 役職：朝鮮労働党プロパガンダ・アンド・アジテーション・デパートメント副部長 Vice Director of the Workers' Party of Korea Propaganda and Agitation Department 生年月日：1934年 国籍：北朝鮮	［号を加える］
⑸２　リ・スヨン RI SU YONG 役職：コリア・リョンボン・ジェネラル・コーポレーション職員 Official for Korea Ryonbong General Corporation 生年月日：1968年６月25日 国籍：北朝鮮 旅券番号：654310175 性別：男性 住所：キューバ	［号を加える］
⑸３　リ・ヨンム RI YONG MU 役職：国務委員会副委員長 Vice Chairman of the State Affairs Commission 生年月日：1925年１月25日 国籍：北朝鮮	［号を加える］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○外務省告示第二百五号

平成二十五年外務省告示第百十八号に関し、平成二十九年六月二日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千三百五十六号において、同理事会決議第二千七百十八号８（ｄ）に定められた凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を新たに指定したことを踏まえ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、同理事会決議第二千七百十八号８（ｄ）に定められた凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号。なお、同年八月外務省告示第二百九号、平成二十八年二月外務省告示第三十九号、同年三月外務省告示第六十九号及び同年十二月外務省告示第四百六十五号により改正が行われている。）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月九日

外務大臣　岸田　文雄

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表） １．団体　［略］ ２．個人 ⑴　ペク・セボン PAEK SE BONG 役職：セコンド・エコノミック・コミッティー元委員長；国防委員会元委員；ミュニションズ・インダストリー・デパートメント（ＭＩＤ）元副部長 Former Chairman of the Second Economic Committee ; Former member of the National Defense Commission ; former Vice Director of Munitions industry Department (MID) 生年月日：1938年３月21日 国籍：北朝鮮	（別表） １．団体　［同左］ ２．個人 ⑴　ペク・セボン Paek Se-Bong （also known as Paek Se Pong） 生年月日：1938年３月21日 役職：セコンド・エコノミック・コミッティ委員長、国防委員会委員